

第4次宝達志水町定員適正化計画

(令和3年度～令和7年度)

令和2年10月
宝達志水町

目 次

1	はじめに	1
2	これまでの取り組み	2
	(1) 職員数の推移	2
	(2) 類似団体職員数との比較	4
	(3) 人口千人当たり職員数及び人口1人当たりの職員給与費の状況	5
	(4) 年齢別職員数の状況	6
3	今後の定員適正化の取り組み	8
	(1) 基本的な考え方	8
	(2) 計画の期間	8
	(3) 定員適正化推進の取り組み	8
	(4) 定員適正化の数値目標	9
	(5) 計画推進における課題	10

1 はじめに

平成17年3月の2町合併から15年が経過し、人口減少社会への対応や防災・減災対策、マイナンバー制度を含めたデジタル化の推進など新たな行政課題が顕在化する一方で、第2期宝達志水町人口ビジョン（推移）では、本町の人口が2030年で約2,000人程度減少する予測がされており、そのことにより税収や地方交付税が減少することが見込まれることから、社会経済情勢や行財政運営の環境が大きく変化しています。

本町では、これまでも行政サービスの向上を目指した様々なまちづくりの取り組みを進めるとともに、安定的な行財政運営の基盤確立に向けた不断の改革の取組を進め、「最少の経費で最大の効果」を発揮する組織体制の確保に努めてきました。

また、令和元年度決算に基づく本町の財政の健全化を表す健全化判断比率等については、いずれも早期健全化基準を下回っており、実質公債比率が起債の許可基準である18%を大きく下回る6.2%となり、財政健全化にも努めてきました。

このような中、本町職員の定員適正化を掲げ、平成18年3月に「第1次」、平成23年3月に「第2次」、そして平成28年3月「第3次宝達志水町職員定員適正化計画」を策定し、組織の合理化と事務事業の見直しを行うことで、計画目標値をほぼ上回る職員数の削減を実施してきました。

しかしながら、真に簡素で効率的な組織を実現するためには、一時的な目標達成に満足せず、時々刻々と移り変わる行政ニーズに的確に対応した組織機構や業務実施体制を構築する必要があります。

令和2年度において、第4次宝達志水町行財政改革大綱を策定し、併せて個別計画ともなる現行の定員適正化計画についても全面的な改定を行うものであり、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする新たな「宝達志水町職員定員適正化計画」を策定し、将来的な組織づくりに向けた職員の年齢構成の平準化を図るとともに、引き続き適正な職員数の管理に取り組んでいきます。

2 これまでの取り組み

(1) 職員数の推移

集中改革プランに基づき平成17年度に第1次定員適正化計画を策定以来、目標数値に基づく定員管理に取り組んできました。平成18年度から平成22年度までの計画においては、33人削減して268人(対17年増減率▲11.0%)とする目標を掲げたところ、目標数を9人上回る42人が削減された結果、平成22年4月1日現在の職員数は259人(対17年増減率▲14.0%)となり、その目標を達成しました。

続く平成23年度から平成27年度までの計画においては、26人削減して233人(対22年増減率▲10.0%)とする目標を掲げたところ、目標数を1人上回る27人削減された結果、平成27年4月1日現在の職員数は232人(対22年増減率▲10.4%)となり目標に到達している状況となっています。

さらに、平成28年度から令和2年度(平成32年度)までの計画においては、20人削減して212人(対27年増減率▲9.0%)とする目標を掲げたところ、14人の削減で令和2年4月1日現在の職員数は218人(対27年増減率▲6.0%)となり目標人数までには到達していない状況となっています。

本町職員にも、退職後の再任用制度の希望対象者が増えてきたことを始め、新病院移行に伴い病床数削減により医療職の減を計画に見込んでいたが、新病院の医療提供体制の見直しや感染症対策の新たな医療ニーズの対応などで職員数が減らなかったことが、目標人数までに到達できなかった要因である。

一方、定員適正化による人件費の効果は、平成30年度普通会計決算の職員給与費が724,308千円となっており、平成27年度と比較して11,412千円の微増をしており、本町は、近年、新卒採用ではなく職務経験職員を採用してきたことや職員の年代構成で45歳以上の職員の割合が多くなったことが原因と考えられます。

【平成27年度～令和2年度における職員数の推移】（各年4月1日現在、単位：人、％）

		平 27	平 28	平 29	平 30	令 元	令 2	対平 27 増減数	計画数 値目標	対令 2 比較数
普通会計	一般行政	122	116	116	114	111	107	▲ 15	111	▲ 4
	教 育	22	22	22	22	23	22	0	21	▲ 1
公営企業等会計	病 院	75	74	73	74	75	76	1	67	9
	水 道	3	3	3	3	3	3	0	3	0
	下 水 道	3	3	3	3	3	3	0	3	0
	そ の 他	7	8	8	8	8	7	0	7	0
合 計		232	226	225	224	223	218	▲ 14	212	6
対前年度比			▲ 6	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 5			
削減累計			▲ 6	▲ 7	▲ 8	▲ 9	▲ 14			
削減率			▲ 2.6	▲ 3.0	▲ 3.4	▲ 3.9	▲ 6.0			

（資料：地方公共団体定員管理調査）

※1 職員数（平26まで）には教育長を含みます。

※2 「その他」は、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業に係る職員数。

【人件費の推移】（普通会計）

（単位：千円）

	平 27	平 28	平 29	平 30	対平 27 増減額
職員給与費	712, 896	709, 500	725, 298	724, 308	11, 412

※職員給与費には、退職手当を含みません。

(2) 類似団体職員数との比較

人口規模と産業構造の類似した職員配置数の平均を用いた「類似団体職員数」との比較では、計画の着実な実施により減少をしているが、類似団体（修正値）においては7人程度少なくなっています。

(単位：人)

【部門別類似団体職員数との比較】

(単位：人)

	令和2年度 職員数	類似団体（単純値）		類似団体（修正値）	
		職員数	超過数	職員数	超過数
議 会	3	2	1	2	1
総 務	42	34	7	38	3
税 務	9	9		9	
民 生	27	30	2	34	▲ 2
衛 生	9	11	▲ 2	11	▲ 2
労 働					
農林水産	8	11	▲ 3	11	▲ 3
商 工	2	5	▲ 3	6	▲ 4
土 木	7	10	▲ 3	8	▲ 1
一般行政計	107	113	▲ 2	119	▲ 8
教 育	22	23		22	1
消 防		1	▲ 1		
普通会計計	129	138	▲ 4	141	▲ 7
病 院	76				
水 道	3				
下 水 道	3				
そ の 他	7				
公営企業等会計計	89				
合 計	218				

※他の市町村との比較を行う観点から、実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門は除外し、普通会計職員数を対象としています。

《類似団体職員数とは》

全国の市町村を人口と産業構造を基準に区分し、その区分した団体ごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値（単純値及び修正値）を算出し、指標としたものです。

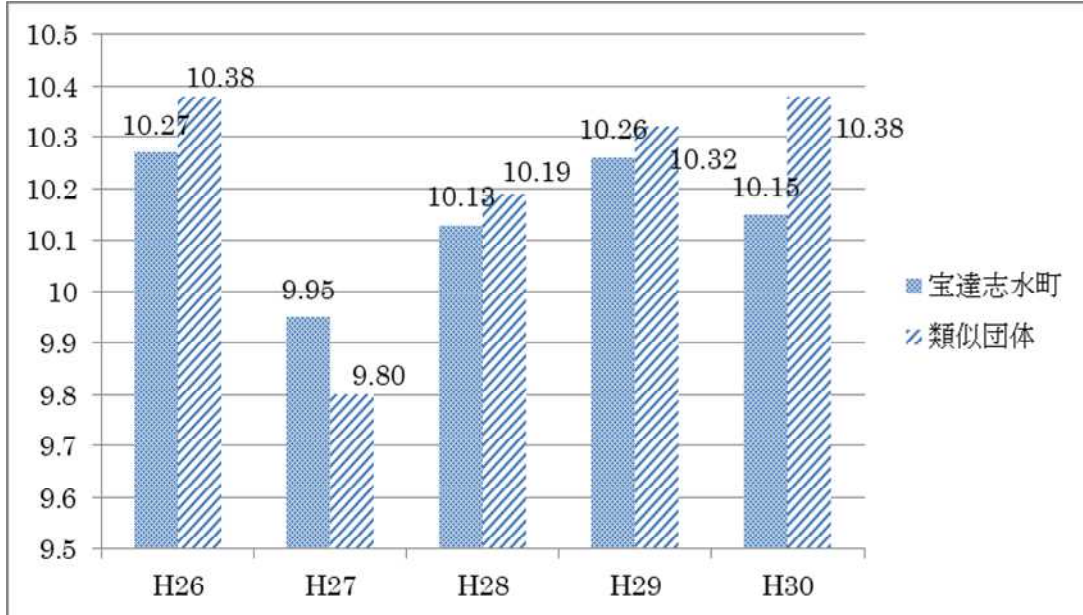
その団体の大まかな状況を把握する場合には単純値を、実際の職員配置を反映させた状況を把握する場合には修正値を用い、単純値と修正値は毎年見直し、改定されます。

(3) 人口千人当たり職員数及び人口1人当たりの職員給与費の状況

「人口千人当たり職員数」及び「人口1人当たり職員給与費」の平成26年からの推移は次のとおりとなっています。

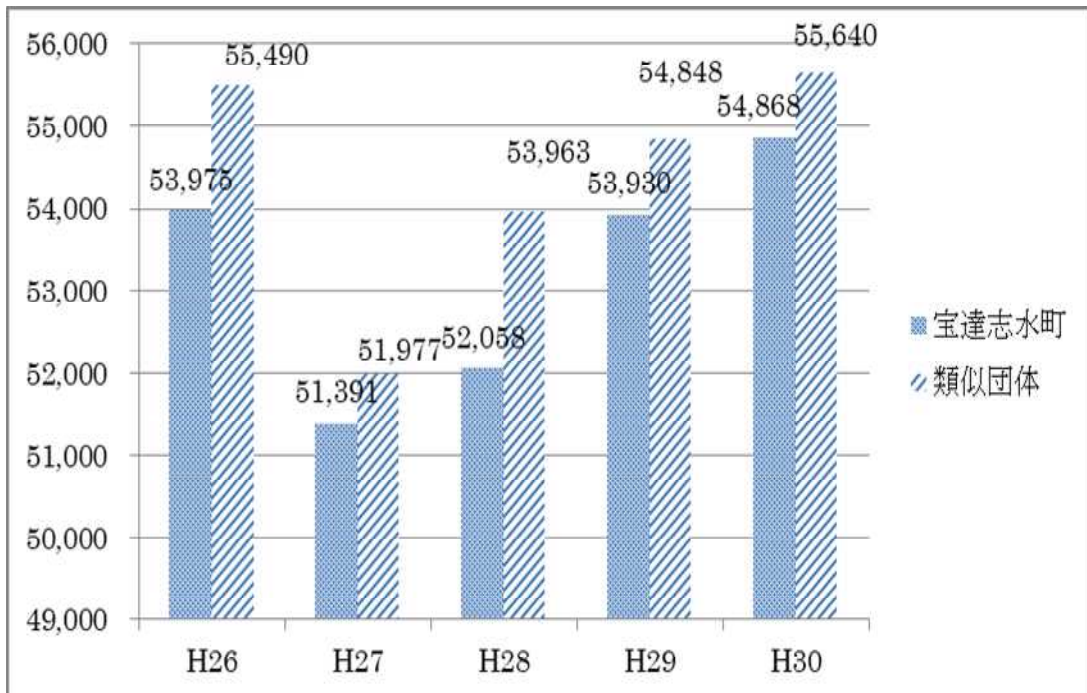
人口千人当たりの職員数（普通会計）

（単位：人）



人口1人当たりの職員給与額（普通会計）

（単位：円）



平成28年度から、本町の市町村類型が「Ⅲ-2」から「Ⅲ-1」に変更となっています。

- (1) Ⅲ-2: 人口1万人以上1万5千人未満、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上の団体（人口1万人当たり職員数104.90人）H31.4.1現在
- (2) Ⅲ-1: 人口1万人以上1万5千人未満、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%未満の団体（人口1万人当たり職員数104.40人）H31.4.1現在

(4) 年齢別職員数の状況

令和2年4月1日現在における一般行政職の職員の平均年齢は43.3歳であり、平成27年の平均年齢41.9歳と比較すると、5年間で平均年齢が1.4歳上がっています。

これは、平成23年度に合併後、初めて職員採用を実施し、以後計画的に職員採用を行ってきましたが、新卒採用を抑制し、中途採用を実施したことにより、年代的なバランスを優先したことが要因と思われます。

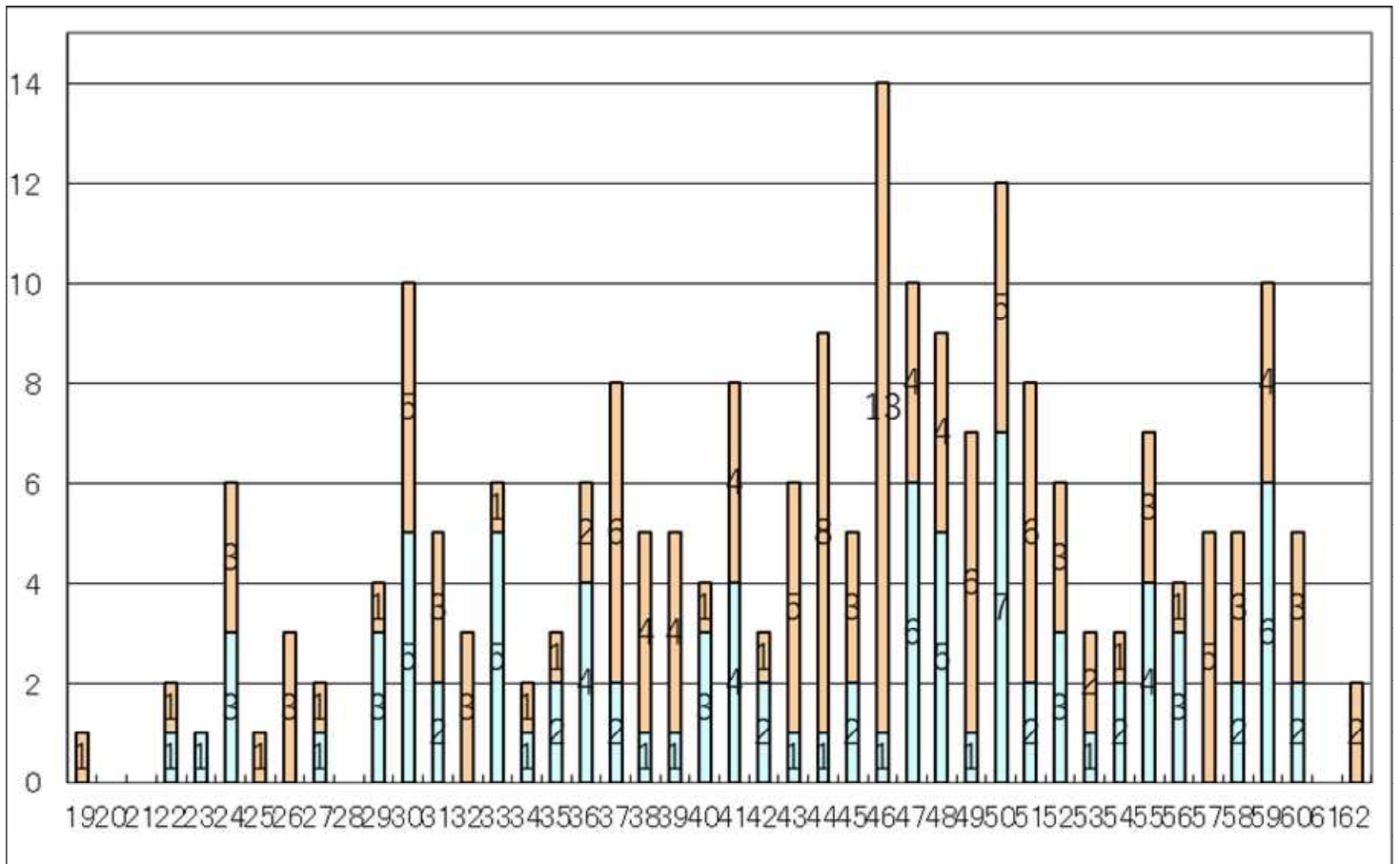
しかしながら、40歳未満の職員数は、48人であるのに対し、40歳以上の職員数は82人であり、未だに中高年層に偏った職員構成では、数年後には中堅を担う職員が不足するということであり、将来的な町の運営に影響を及ぼすことが懸念されることから、計画的な職員採用が必要となります。

職員の年齢構成

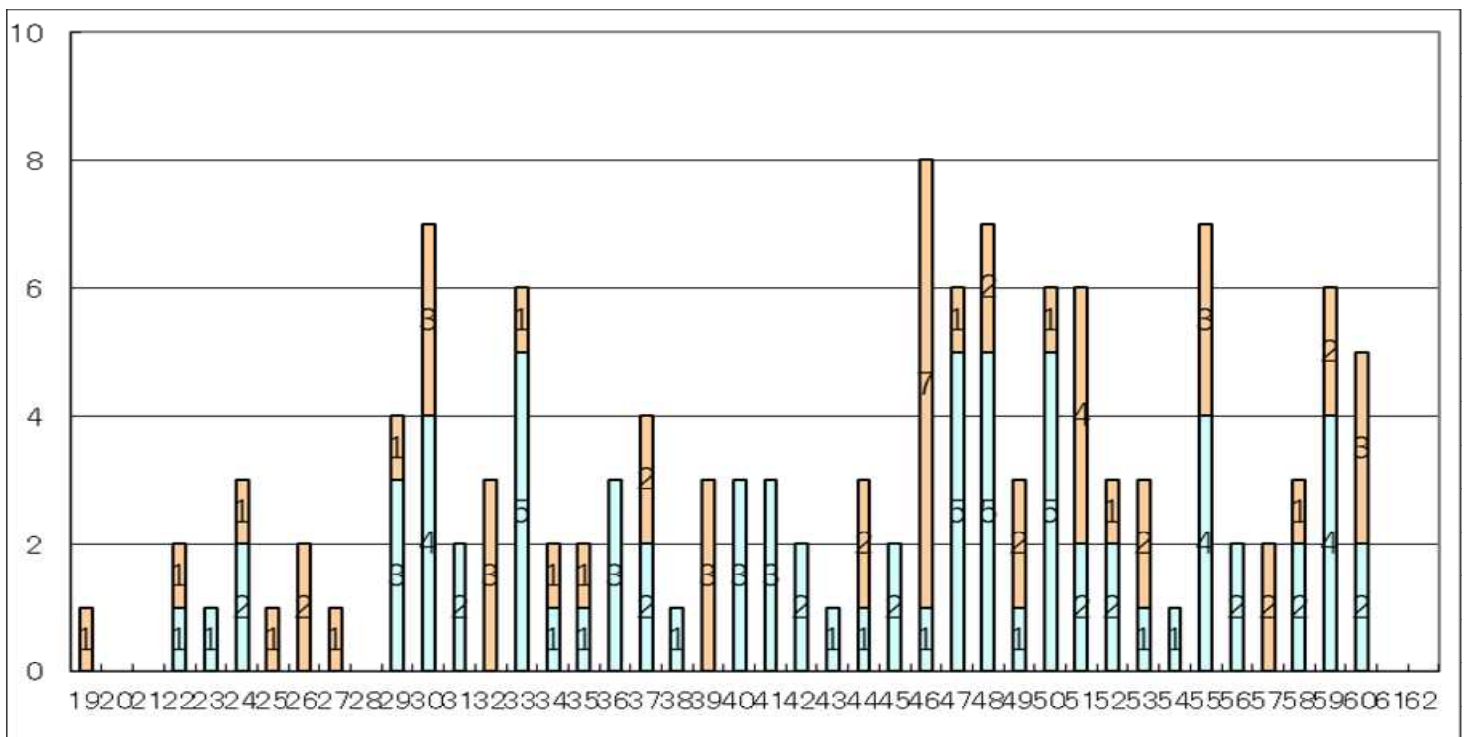
(令和2年4月1日現在、単位:人、%)

区分		25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上	合計
一般行政職	職員数	7	8	20	13	12	26	19	25	130
	比率	5.4%	6.2%	15.4%	10.0%	9.2%	20.0%	14.6%	19.2%	100.0%
保育士	職員数	0	0	0	2	7	5	1	1	16
	比率	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	43.7%	31.2%	6.3%	6.3%	100.0%
技能労務職	職員数	0	1	0	1	0	0	1	0	3
	比率	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.4%	0.0%	100.0%
医療職	職員数	2	2	6	11	11	14	11	12	69
	比率	2.9%	2.9%	8.7%	15.9%	15.9%	20.3%	15.9%	17.5%	100.0%
合計	職員数	9	11	26	27	30	45	32	38	218
	比率	4.1%	5.0%	12.2%	12.2%	13.6%	19.9%	14.5%	18.5%	100.0%

年齢別職員数（全職種）（令2.4.1 現在 218人）



年齢別職員数（事務職）【技能労務職、保育士、医療職を除く】（令2.4.1 現在 130人）



男性人数

女性人数

3 今後の定員適正化の取り組み

(1) 基本的な考え方

第4次行財政改革大綱に基づき、事務事業の整理・統合、効率的な組織の見直しや人員配置など積極的に実施する一方、将来の宝達志水町を支える人材を確保するため、社会経済の動向、町民ニーズの変化等、新たな行政需要の対応のほか、ワーク・ライフ・バランスを重視した計画的な職員採用を実施することとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

(2) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

(3) 定員適正化推進の取り組み

ア 職員採用の考え方

行政需要や退職者・再任用の状況、職員の年齢構成の平準化を踏まえ、一般行政職については一定数を採用していきます。

保育士については、保育所の指定管理者制度及び民間委託等を勘案し、当分の間、退職不補充とします。

技能労務職も、引き続き退職不補充を原則とし、関係業務については外部委託を推進することとします。

医療職については、現状の医療サービスの維持のため適正な職員採用に努めます。

イ 事務事業の見直しと組織の効率化

行政目的が達成した事務事業や効果の薄い事務事業の改廃を進めるほか、より少ない職員で良質な行政サービスを提供できるよう、必要に応じて適切な組織の統廃合を行い、事務の効率化、迅速化に努めます。

ウ 民間委託等の推進

公務員でなければ担えない業務、民間で行う方が効率的な業務等を検証し、順次指定管理者制度の導入や民間委託の推進を図ります。

エ 人材育成の推進

様々な行政需要に対応するとともに、職員個々の意識改革及び資質の向上のため、人事評価制度の活用や職員研修の充実を図り、主体的で、創造性を発揮する行政運営に向けた職員の人材育成を推進します。

(4) 定員適正化の数値目標

令和7年4月1日現在の職員数を221人とし、令和2年4月1日現在の職員数から3人の増（1.4%増）を目標とします。

なお、一般行政部門については、退職者・再任用者のバランスを検討し類似団体職員数を考慮し、一定数の職員採用を行う計画とします。

公営企業部門については、病院事業及び上下水道事業では内容等を勘案し、現状維持の計画とします。

【定員適正化計画年度別職員数】

(各年4月1日現在、単位：人)

			令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	計
普通会計	一般行政	職員数	107	107	108	109	106	108	
		増減		0	1	1	▲ 3	2	1
	教 育	職員数	22	22	22	23	23	23	
		増減		0	0	1	0	0	1
	計	職員数	129	129	130	132	129	131	
		増減		0	1	2	▲ 3	2	2
公営企業等会計	病 院	職員数	76	76	77	77	77	77	
		増減		0	1	0	0	0	1
	水 道	職員数	3	3	3	3	3	3	
		増減		0	0	0	0	0	0
	下水道	職員数	3	3	3	3	3	3	
		増減		0	0	0	0	0	0
	その他	職員数	7	7	7	7	7	7	
		増減		0	0	0	0	0	0
	計	職員数	89	89	90	90	90	90	
		増減		0	1	0	0	0	1
合 計		職員数	218	218	220	222	219	221	
		増減		0	2	2	▲ 3	2	3

(5) 計画推進における課題

ア 職員配置等に影響を及ぼす事項

計画策定時において見込むことが困難な要件があることを踏まえ計画を推進していく必要があります。

(例)

- ・ 職場適応が困難な職員への対応
- ・ 定員が目標水準を下回る期間の対応（再任用制度の運用及び会計年度任用職員付採用等）

イ 定年延長制への対応

定年延長制の導入によって、地方公務員についても定年退職の年齢が段階的に65歳まで引き上げられる予定です。これに伴い、採用計画をはじめ、職員の年齢構成や役職構成など人事・組織運営面で大きな影響が生じることが想定されます。

具体的方策については、今後、国、県並びに他自治体の動向等を注視しながら検討を進めていかなければなりません。

再任用職員については、令和2年度から任用期間が4年、令和4年度から5年となり、再任用職員の増加が見込まれます。再任用職員（短時間勤務）の増員分については、同様の勤務形態である会計年度任用職員（パートタイム）の任用を控えることで、調整を図っていく必要があります。

ウ 会計年度任用職員任用等

集中改革プランの推進等に伴い正規職員の数を削減する一方、町民サービス維持又は新規事務事業の推進等のため会計年度任用職員（嘱託職員及び臨時職員）を任用してきた経過があり、これらの職員の多くは、各所属において重要な役割を担ってきています。

今後、少子化その他の社会情勢の変化により正規職員の確保は困難になるものと思われます。

又、ワーク・ライフ・バランスの意識改革をすすめる上でも、令和2年4月にスタートした会計年度任用職員の働き方等をうまく運用し、浸透させる必要があります。場合によっては、見直しの検討が必要なことも考えられます。

こうした状況を考慮し、各所属が事務事業を見直し、会計年度任用職員の効率的な配置を常に検討し、その能力を最大限に活用できる環境づくりを推進する必要があります。併せて、専門分野において民間派遣業者等を登用するなど、職務の特性に応じた任用形態の適正化を図っていく必要があります。

エ 障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法定雇用率を確保するため、引き続き障害者雇用を推進するとともに、障害者が修業可能な職場、職種等についても検討し、積極的に雇用する必要があります。

オ 職員健康管理体制の充実

多様化する行政ニーズなどに伴い、職員の担う業務は高度化・専門化していくことで、職員に負担が生じ、心身に不調をきたす職員が増加傾向にあるため、ストレスチェックの活用や超過勤務時間の上限を超えた者に対する医師面談等を実施することで、職員の健康管理の充実を図り、心身の不調による退職者や休職者を発生させないよう努める必要があります。